

令和4年9月議会

議案説明資料

議案第156号

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する
条例の一部を改正する条例案 1～3ページ

議案第157号

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案 4～5ページ

【別紙】

機能別団員制度の概要 6ページ

消 防 局

議案第 156 号

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

機能別団員制度を導入することに伴い、消防団員の種類、機能別団員の資格等を定める必要があるもの。

2 改正内容

(1) 消防団員の種類を規定

消防団員の種類を基本団員と機能別団員とするもの。

(第 2 条関係)

(2) 消防団員の資格等に関する規定の改正

機能別団員の定年年齢を70歳とするもの。

(第 4 条・第 7 条関係)

(3) その他

条例改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

(第 6 条・第 7 条・第 8 条・第 10 条関係)

3 施行期日

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（資格）</p> <p>第3条 消防団員（消防団長及び副団長を除く。）は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 年齢18歳以上65歳以下の者。ただし、最高年齢の制限は、班長以上の階級にある消防団員（以下「役付消防団員」という。）については、適用しない。</p> <p>(3)（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3)（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p><u>（消防団員の種類）</u></p> <p>第2条 消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>基本団員（次号に規定する機能別団員以外の消防団員をいう。）</u></p> <p>(2) <u>機能別団員（市長が定める特定の消防事務に従事する消防団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>（資格）</p> <p>第4条 消防団員（消防団長及び副団長を除く。）は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 年齢18歳以上65歳以下<u>（機能別団員にあつては、18歳以上70歳以下）</u>の者。ただし、最高年齢の制限は、班長以上の階級にある消防団員（以下「役付消防団員」という。）については、適用しない。</p> <p>(3)（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>第8条</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3)（略）</p>

<p>(分限)</p> <p><u>第6条</u> 消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に定める場合のほか、<u>団員</u>に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) <u>第2条</u>に規定する定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>第3条第1号</u>に規定する資格を有しないこととなつた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防団員(役付消防団員を除く。)の年齢が65歳を超えた場合</p>	<p>(分限)</p> <p><u>第7条</u> 消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に定める場合のほか、<u>消防団員</u>に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) <u>第3条</u>に規定する定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>第4条第1号</u>に規定する資格を有しないこととなつた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防団員(役付消防団員を除く。)の年齢が65歳(<u>機能別団員にあつては、70歳</u>)を超えた場合</p>
<p>(懲戒)</p> <p><u>第7条</u> 消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>団員</u>としてふさわしくない非行があつた場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>(懲戒)</p> <p><u>第8条</u> 消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>消防団員</u>としてふさわしくない非行があつた場合</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>第8条</u> (略)</p> <p><u>第9条</u> 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては市長に、<u>副団長及び分団長</u>にあつては所属消防団長に、その他の消防団員にあつては所属分団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p><u>第9条</u> (略)</p> <p><u>第10条</u> 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては市長に、<u>副団長、本部部長、分団長及び機能別団員</u>にあつては所属消防団長に、その他の消防団員にあつては所属分団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>

議案第 157 号

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例案

1 改正理由

機能別団員制度を導入することに伴い、機能別団員に支給する報酬を定める必要があるもの。

2 改正内容

(1) 報酬に関する規定の改正

機能別団員には出動報酬及び費用弁償を支給することとするもの。

(第2条・第3条関係)

(2) その他

条例改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

(第2条・第3条関係)

3 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福岡市条例第59号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条（略）</p> <p>（報酬）</p> <p>第2条 <u>消防団員には、年額報酬及び出動報酬を支給する。</u></p> <p>2 年額報酬の額は、次の各号に掲げる<u>消防団員</u>の階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、自動車又は船舶の機関担当員（以下「機関担当員」という。）である<u>消防団員</u>の年額報酬の額は、次の各号に掲げる機関担当員の区分に応じ、当該各号に定める額を同項の年額報酬の額に加算した額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（年額報酬の支給）</p> <p>第3条 年額報酬は、新たに機関担当員若しくは<u>消防団員</u>となり、又は昇任したときはその月から、退職し、死亡し、免職され、又は降任されたときはその前月まで、<u>月割計算により計算した額</u>を支給する。</p> <p>第4条・第5条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（報酬）</p> <p>第2条 <u>消防団員のうち、基本団員（福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）第2条第1号に規定する基本団員をいう。以下同じ。）には年額報酬及び出動報酬を、機能別団員（同条第2号に規定する機能別団員をいう。以下同じ。）には出動報酬を支給する。</u></p> <p>2 年額報酬の額は、次の各号に掲げる<u>基本団員</u>の階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、自動車又は船舶の機関担当員（以下「機関担当員」という。）である<u>基本団員</u>の年額報酬の額は、次の各号に掲げる機関担当員の区分に応じ、当該各号に定める額を同項の年額報酬の額に加算した額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（年額報酬の支給）</p> <p>第3条 年額報酬は、新たに機関担当員若しくは<u>基本団員</u>となり、又は昇任したときはその月から、<u>基本団員が引き続き機能別団員となり、退職し、死亡し、解任され、免職され、又は降任されたときはその前月まで、月割により算定した額</u>を支給する。</p> <p>第4条・第5条（略）</p>

機能別団員制度の概要

1 機能別団員制度について

全国的に消防団員が減少している中、本市においても消防団員数は減少傾向にあり、消防団員の確保は喫緊の課題となっている。

全国の市町村では、すべての災害活動や消防団活動を行う基本団員の確保を前提としながらも、各団員の得意分野を活かせる機能別団員（※）の創設が有効とされ、その導入が進んでいる。

このような状況を踏まえ、本市においても、消防団員OBなど専門的知見を有した人材を活かした機能別団員制度を導入する。

※ 機能別団員：消防団活動の負担を軽減し、参加しやすい環境を作るために総務省消防庁が導入を推奨している制度。

「基本団員」がすべての消防団活動に従事するのに対し、「機能別団員」は、特定の活動・役割に従事する。

（例）消火活動の支援、大規模災害の対応、防災訓練の指導等

2 本市における機能別団員と基本団員の比較

項 目		機能別団員	(参考) 基本団員
(1)	活動内容	消防団の活動支援	すべての活動
(2)	配 置	団本部	団本部・分団
(3)	定 員	条例に定める各消防団の定員内	条例・規則に定める定員
(4)	対 象 者	消防団員や消防職員のOB等	—
(5)	階 級	団員	団員～団長の7階級
(6)	定年年齢	70歳	65歳（団員）
(7)	処遇	年額報酬	支給しない
		出勤報酬	基本団員と同じ
		費用弁償	基本団員と同じ
			36,500円（団員）
			1日当たり8,000円
			1回当たり 200円

※ 上記の項目は、次の条例、規則等に規定する。

(6)：福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例

(7)：福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例

(1)～(3)、(5)：福岡市消防団の組織等に関する規則

(4)：福岡市機能別団員の運用に関する要綱(仮称)